

浦安市公式ホームページに掲載する広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、浦安市広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、浦安市公式ホームページ（以下「市公式ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第2条 広告を掲載する位置は、市公式ホームページのトップページとし、広告掲載枠は15枠までとする。

(広告掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、要綱第4条の規定による。

2 前項の規定のほか、次に掲げる広告は掲載することができない。

- (1) 関係法令、及びガイドライン等に違反しているもの
- (2) 広告の内容が市の事業であると誤認させるおそれがあるもの

(広告の掲載順位)

第4条 掲載する広告の内容は、地域性の高いものを優先させることとし、その優先順位は次のとおりとする。

順位	内容
1	市内に事業所等を有する企業等
2	市内に事業所等を有しない企業等

(広告の規格)

第5条 掲載する広告は、バナー広告とし、画像の規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさは縦60ピクセル×横170ピクセルとする
- (2) ファイル形式はGIF形式とする。ただし、アニメーションGIFは不可とする
- (3) 容量は20キロバイト以内とする
- (4) 文字色と背景色のコントラスト比は4.5:1以上を確保すること。また、背景に模様のある画像や写真等を使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない

(広告の掲載料等)

第6条 広告の掲載料は、浦安市（以下「市」という。）と、市と広告枠の売却契約を締結した広告取扱業者（以下「広告取扱業者」という。）が協議して定めるものとする。

2 広告の掲載料は、広告取扱業者に納付するものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、月の初日から1カ月を単位とし、市と広告取扱事業者の契約期

間の範囲で連続して掲載することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、その月の初日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該日を除く最初の日から掲載を開始することができる。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日・3日

- 3 広告掲載期間内に、市公式ホームページが連続して1日以上閉鎖された場合は、その閉鎖した日数に応じて、掲載期間を延長できる。ただし、次に掲げる事由により市公式ホームページが閉鎖された場合、広告掲載期間の延長は行わないものとする。

- (1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検及び修理、補修、改良等に伴う停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災に起因する停止
- (3) 悪意を持つ第三者による市のコンピュータへの不正アクセス等に起因する停止
- (4) 通信回線等の事故、障害による停止

- 4 前項に掲げる事由のほか、災害発生時において、市公式ホームページのトップページを災害用トップページに移行した場合も、広告掲載期間の延長は行わないものとする。

（広告掲載希望者の募集）

第8条 市は、市公式ホームページへの広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を市公式ホームページ等により公募するものとする。

- 2 市は、前項の規定により募集した広告掲載希望者との広告掲載枠の調整等を、広告取扱業者に委託するものとする。

（広告掲載の申請及び決定）

第9条 広告掲載希望者は、広告取扱業者を介して、浦安市公式ホームページバナー広告掲載申請書（別記第1号様式）に、掲載しようとする広告の画像を添えて、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、掲載の可否を決定し、その結果を浦安市公式ホームページバナー広告掲載可否決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（広告の作成）

第10条 掲載する画像の作成経費は、広告掲載希望者の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、市公式ホームページへのバナー広告の掲載が適切でないと判断したときは、広告の掲載を取消することができる。

（広告掲載内容の変更）

第 1 2 条 第 9 条第 2 項に規定する広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）が掲載する広告の内容等を変更しようとするときは、広告取扱業者を介して、浦安市公式ホームページバナー広告掲載内容等変更申請書（別記第 3 号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その結果を浦安市公式ホームページバナー広告掲載内容等変更可否決定通知書（別記第 4 号様式）により通知するものとする。

（広告掲載の取り下げ）

第 1 3 条 広告主は、自己の都合により、市公式ホームページへのバナー広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は、浦安市公式ホームページバナー広告取り下げ届出書（別記第 5 号様式）により市長に申し出なければならない。

（免責事項）

第 1 4 条 市は第 7 条第 3 項各号、同条第 4 項、第 11 条及び第 13 条に掲げる事由により広告掲載を行わなかった場合において、広告取扱事業者に対し、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等は行わないものとする。

（責務）

第 1 5 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱業者は、市長に提出した広告の内容が、要綱、及び関係法令等に違反していた場合は、広告主とともにその責任を負うものとする。

3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

4 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

附 則

この基準は、平成 25 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 9 条第 1 項）

浦安市公式ホームページバナー広告掲載申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

広告掲載希望者

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

浦安市公式ホームページへのバナー広告の掲載を希望するため、浦安市公式ホームページに掲載する広告の取扱基準第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 掲載希望期間

年 月 から 年 月 まで

2 バナー広告の内容

別添画像のとおり

3 リンク先URL

4 広告掲載希望者の概要（業種）

5 浦安市内の事業所等の有無

☐ 有り

事業所等の所在地：

☐ 無し

第2号様式（第9条第2項）

浦安市公式ホームページバナー広告掲載可否決定通知書

年 月 日

様

浦安市長 内 田 悦 嗣

年 月 日付けで申請のあった浦安市公式ホームページへのバナー広告の掲載について、浦安市公式ホームページに掲載する広告の取扱基準第9条第2項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

1 掲載決定

掲載期間 年 月から 年 月まで

2 掲載不可決定

（理由）

第3号様式（第12条第1項）

浦安市公式ホームページバナー広告掲載内容等変更申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

広 告 主

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で掲載の決定を受けた広告について、次のとおり内容等の変更をしたいので、浦安市公式ホームページに掲載する広告の取扱基準第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更希望月

年 月から変更

2 変更内容（変更点にチェックを入れてください）

☐ 掲載希望期間

変更前： 年 月から 年 月まで

変更後： 年 月から 年 月まで

☐ バナー広告の内容

別添のとおり

☐ リンク先URL

変更前：

変更後：

第4号様式（第12条第2項）

浦安市公式ホームページバナー広告掲載内容等変更可否決定通知書

年 月 日

様

浦安市長 内 田 悦 嗣

年 月 日付けで申請のあった浦安市公式ホームページへのバナー広告の掲載内容等変更について、浦安市公式ホームページに掲載する広告の取扱基準第12条第2項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

1 変更決定

変更月： 年 月から

☐ 掲載希望期間

変更前： 年 月から 年 月まで

変更後： 年 月から 年 月まで

☐ バナー広告の内容

☐ リンク先URL

変更前：

変更後：

2 変更不可決定

（理由）

第5号様式（第13条第2項）

浦安市公式ホームページバナー広告取り下げ届出書

年 月 日

（宛先）浦安市長

広 告 主

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で掲載の決定を受けた広告について、掲載を取り下げたいので、浦安市公式ホームページに掲載する広告の取扱基準第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

掲載取り下げ希望月

年 月 日まで掲載